



令和6年度

# 学習成果活用事業



「学習成果活用事業」とは、市民の皆さんが主体となって講座や教室を企画運営する事業です。ご自身の知識や技術・技能等を周りの人に伝えたり、地域の課題解決のために生かしたりすることができます。

浜松市は、学びの成果を自立的・持続的に生かす仕組みをつくり、市民の皆さんの夢や学びを育てるお手伝いをします。



【応募資格】 市内で活動する個人及び団体

今後、市内で活動していく意思のある個人及び団体

※個人及び団体の本事業を通じての開講は2回までとしますので、ご了承ください。

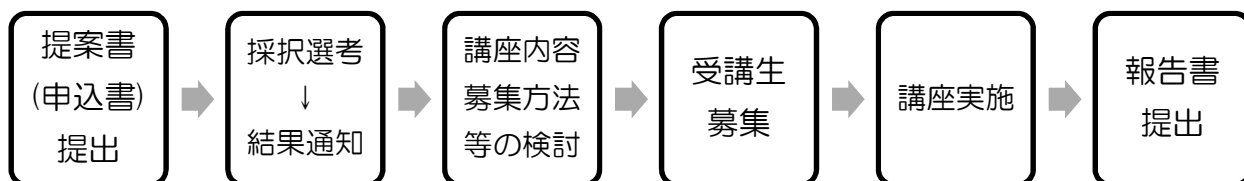
【応募方法】

「学習成果活用事業申請書」、「事業提案書兼申込書」に記入し、実施を希望する生涯学習施設の窓口へ提出してください。提出時に、必要経費等について職員がヒアリングいたします。

※ 学習成果活用事業申請書及び事業提案書兼申込書は、市ホームページからダウンロードするか、生涯学習施設の窓口でお受け取りください。

【申込期間】 令和6年4月15日(月)～5月22日(水) ※先着順ではありません。

【応募から開講の流れ】



【採用・決定等】 令和6年6月21日(金)までに、応募された個人・団体に採否をご連絡いたします。

※採用する事業の数や規模等は予算の範囲内となります。ご期待に応えられない場合もございます。ご了承ください。

※本事業は、浜松市の主催事業として開催するため、以下の内容は実施できないのでご注意ください。また、公平性・中立性を保つ内容であるようご配慮ください。

- ×営利活動(宣伝等を含む)を目的とした内容
- ×公共の秩序や健全な風俗等に反する内容
- ×特定の政党や宗教を支持、宣伝普及することを目的とした内容
- ×公共の福祉を害する内容